

○給食費の日割計算及びその他の計算方法について

①病気または事故その他の事由で同一月内に5授業日以上連絡をして給食を受けない場合で、あらかじめ学校給食停止願を提出した場合

(例1)

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

※給食停止願の届け出の日から5授業日後までについては給食を受けたものとみなします。

- ・5月1日届出で15日から26日まで給食停止を希望する場合、15日から26日までの10日間が給食を受けていない期間となり、残りの9日間が日割り計算の対象となります。
- ・5月8日届出で15日から26日まで給食停止を希望する場合、5授業日後の16日から26日までの9日間が給食を受けていない期間となり、残りの10日間が日割り計算の対象となります。
- ・6月6日届出で14日から20日まで給食停止を希望する場合、5授業日後の14日から20日が給食を受けていない期間となるため、残りの17日間が日割り計算の対象となり、6月の給食費は17日×230円＝3,910円となります。
- ・6月9日届出で14日から20日まで給食停止を希望する場合、5授業日後の19日と20日が給食を受けていない日となり、残りの20日間が日割り計算の対象となります。この場合、小学生では20日×230円＝4,600円となり月額(4,100円)を上回ってしまうので、給食費は4,100円となります。6月については喫食日数が多いため、このような計算となります。

(例2)

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

- ・6月全て給食を受けない場合は、5月25日までに届け出ることで6月の給食費が0円となります。